

令和9年度

茅野市

保育園等利用の手引き

申込簡単ガイド	1
1 保育園・認定こども園	3
2 入所受付の日時・会場	4
3 申し込みから入所までの流れ	5
4 保育の必要性の認定	11
5 保育時間と料金	15
6 給食費(副食費及び主食費)	21
7 保育所・認定こども園以外の無償化対象	23
8 その他ご案内	24
9 入所に必要な書類の記入例	26
10 保育園等利用の Q&A(よくある質問)	29

〒391-8501 茅野市塚原二丁目 6 番 1 号

教育委員会事務局 こども部 幼児教育課 幼児教育係

TEL : 0266-72-2101 (内線 622・623・624)

FAX : 0266-73-9843

E-mail : yojikyoiku@city.chino.lg.jp

＼はじめにお読みください／

申 込 簡 単 ガ イ ド

このガイドでは、申し込みから利用までの流れと申し込みに必要な書類などについて簡潔に説明しています。
※詳細については、本書の3ページ以降をご覧ください。

1 申し込みから入所までの流れ

1 手引き（申請書）配布 9月1日（火）～9月18日（金）

市役所、保育園、認定こども園、O123 広場に「保育園等利用の手引き」を取りに行きます。

2 申し込み準備（書類作成）

「保育園等利用の手引き」を参考に、入所に必要な書類を作成します。
（入所に必要な書類は手引きに同封されています。）

3 入所受付 10月6日（火）～10月24日（土）

保育園・認定こども園で入所受付を行います。
入所に必要な書類を持って、入所希望園の受付会場に児童と一緒にいきます。
（入所希望園以外でも受付は可能です。）

4 入所調整

入所希望者が年齢ごとの定員を超えた場合、入所希望者の調整を行います。
※調整の結果によっては、第一希望以外の保育園等に入所していただくことがあります。

5 入所決定 2月中旬

2月中旬に、幼児教育課より「支給認定決定通知書」・「保育所（園）入所承諾書」が送付されます。
※令和9年5月以降入所希望の児童は、「支給認定決定通知書」のみが送付されます。

6 入所

2 入所受付時の提出書類

A 新しく申し込みをされる方全員

茅野市保育所等
入所申込書・児
童台帳

施設型給付費・
地域型保育給付
費等教育・保育給
付認定(変更)申
請書

重要事項確認書
兼 同意書

施設型給付費・
地域型保育給付
費等教育・保育
給付認定にかか
わるマイナンバ
ー提供書

保育所等入所申
込書付票

食物アレルギー
に関する調査票

茅野市市税等口
座振替依頼書



B 2号・3号認定の方 (1号認定の方は提出不要)

就労証明書など

「保育を必要とする
事由」の証明書は、
保護者双方の提出が
必要です

「保育を必要とする事由」の証明書類等

C 該当する方のみ

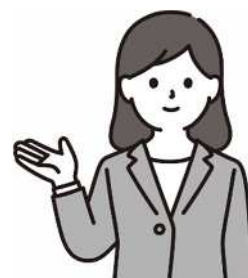
委任状

申請保護者と書類提
出者が異なる場合、
提出が必要です。

要チェック！

あなたも令和8年10月からの入所受付が必要です！

- 1 令和9年度の途中から入園したい (例) 令和9年6月から預けたい
- 2 仕事復帰等により、令和10年度の4月1日から1日保育園に預けたい
- 3 これから出産予定で、令和9年度中に保育園に預けて仕事復帰したい



1 保 育 園 ・ 認 定 こ ど も 園

保育園・認定こども園について

＜保 育 園＞保護者からの委託を受けて、保育が必要な乳児及び幼児をお預かりし、保育をすることを目的とする施設です。市内には公立保育園が 14 園あります。

＜認定こども園＞保育園と幼稚園の機能を併せ持った施設で、地域における子育て支援を行う機能を備える施設です。市内には私立認定こども園が5園あります。

令和9年度 市内施設一覧

※保育園、認定こども園を以下保育園等と記載します。

	施 設 名	所 在 地	電 話 番 号	平 日 の 開 所 時 間	土 曜 日 の 開 所 時 間※	乳 児 保 育	定員 ()内は 3 歳未満児
公立	ち の 保 育 園	塚原 1-13-5	72-3076	7:30~19:00	7:30~18:30	○	200(50)
	宮 川 保 育 園	宮川 4458-2	72-2601	7:30~19:00	7:30~14:00	○	120(30)
	玉 川 保 育 園	玉川 3439	72-3265	7:30~19:00	7:30~14:00	○	220(50)
	北 山 保 育 園	北山 4810-1	78-2330	7:30~18:30	7:30~14:00	○	100(20)
	小 泉 保 育 園	玉川 927-243	72-7401	7:30~18:30	7:30~14:00	○	90(24)
	宮 川 第 二 保 育 園	宮川 1277-1	72-2589	7:30~18:30	7:30~13:00	○	60(21)
	湖 東 保 育 園	湖東 5646-1	78-2637	7:30~18:30	7:30~13:00	○	130(40)
	豊 平 保 育 園	豊平 2486-1	72-2925	7:30~18:30	7:30~13:00	○	100(20)
	中 央 保 育 園	本町東 15-14	72-2602	7:30~18:30	7:30~13:00	○	90(24)
	米 沢 保 育 園	米沢 6160	72-6249	7:30~18:30	7:30~13:00	○	120(30)
	金 沢 保 育 園	金沢 1164-1	72-2419	7:30~18:30	7:30~13:00	○	100(20)
	中 大 塩 保 育 園	中大塩 8-12	72-3126	7:30~18:30	7:30~13:00	○	100(26)
	み ど り ヱ 丘 保 育 園	宮川 8630-1	72-0333	7:30~16:00	7:30~13:00	○	90(24)
	泉 野 保 育 園	泉野 2650-1	79-3639	8:00~16:00	8:00~12:00	○	60(17)
私・認	信学会どんぐりの森こども園	玉川 2213-1	82-5588	7:30~19:00	7:30~14:00	○	133(43)
	信学会わかばの森こども園	宮川 11020	72-7016	7:30~19:00	7:30~14:00	○	114(36)
	よ こう ち 認 定 こ ど も 園	ちの 2576-1	75-1120	7:30~19:00	7:30~14:00	○	120(36)
	ち の せ い ぼ 幼 稚 園	仲町 14-7	72-3512	7:30~18:30			105
	野 あ そ び 保 育 さ さ は ら	湖東 1298-1	76-2512	8:00~19:00	8:00~16:30	○	25(4)

※土曜保育について、利用児童が少ない場合は合同保育を行います。

保育園 MAP はこちらから



2 入 所 受 付 の 日 時 ・ 会 場

入所受付日程

受付日	受付時間	受付会場	入所希望園
令和8年10月6日(火)	16:30～17:30	豊平保育園	豊平保育園
令和8年10月10日(土)	9:00～10:30	宮川保育園	宮川保育園 金沢保育園 宮川第二保育園
	14:00～15:30	玉川保育園	玉川保育園 小泉保育園 泉野保育園
令和8年10月14日(水)	9:30～10:30	ちのせいぼ幼稚園	ちのせいぼ幼稚園
	14:30～15:30	野あそび保育ささはら	野あそび保育ささはら
令和8年10月16日(金)	16:30～17:30	湖東保育園	湖東保育園
令和8年10月17日(土)	9:00～10:30	信学会どんぐりの森こども園	信学会どんぐりの森こども園
	14:00～15:30	信学会わかばの森こども園	信学会わかばの森こども園 みどりヶ丘保育園
令和8年10月23日(金)	9:00～10:30	北山保育園	北山保育園
	16:30～17:30	米沢保育園	米沢保育園
令和8年10月24日(土)	9:00～10:30	ちの保育園	ちの保育園 中大塩保育園
	14:00～15:30	よこうち認定こども園	よこうち認定こども園 中央保育園

令和9年度入所受付の主な変更点

- 1 受付会場を19か所から12か所に集約しました。
- 2 0歳児の入所受付は、茅野市役所で受付(書類の提出)を行い、面接は行いません。
受付期間:10月1日(木)～10月23日(金)
受付場所:茅野市役所6階 幼児教育課窓口
その他:きょうだい児(1歳～5歳)の入所受付を行う場合は、0歳児の受付もきょうだい児の受付会場で行います。その際、きょうだい児の面接は行いますが、0歳児の面接はありません。

3 申し込みから入所までの流れ

STEP1 手引き(申請書)配布 令和8年9月1日(火)～令和8年9月18日(金)

下記の場所で「保育園等利用の手引き」「申請書」を配布します。上記期間以降は市役所で随時配布します。

場 所	時 間
茅野市役所(6階 幼児教育課・72番窓口)	8時30分～17時15分(平日のみ)
公立保育園(14園)・私立認定こども園(5園)	9時30分～15時(平日のみ)
0123 広場(ベルビア3階)	10時～17時(木曜日は休館)

STEP2 申し込み準備

「茅野市 保育園等利用の手引き」を参考に入所申し込みに必要な書類の作成をお願いします。

【入所申し込みには、保育の必要性の認定が必要です。詳しくは P11 を参照。】

以下に該当する方も令和8年10月からの入所受付が必要です

- 1 令和9年度の途中から入園したい (例) 令和9年6月から預けたい
- 2 仕事復帰等により、令和10年度の4月1日から1日保育園に預けたい
※令和10年3月1日から入園して慣らし保育が必要になります
- 3 これから出産予定で、令和9年度中に保育園に預けて仕事復帰したい
→幼児教育課で出生前仮申込を行ってください
(保護者双方の「保育を必要とする事由」が確認できる書類をお持ちください)
- 4 茅野市外の保育園に預けたい(広域入所)
→幼児教育課に直接ご相談ください

【広域入所の条件】 ①保護者双方が茅野市外に勤務し、開所時間内に送迎ができない
②里帰り出産

STEP3 入所申し込み(一次募集) 令和8年10月6日(火)～令和8年10月24日(土)

会 場:各保育園・認定こども園(P4 参照)

内 容:入所申し込み受付、児童との面接(入所される児童と一緒にお願いします)

初めて入所を希望される児童は、入所受付時に園長および保育指導担当等が面接を行います。

その他:できる限り入所希望園の会場で受付してください。

0歳児の入所受付は、茅野市役所で受付を行い、面接は行いません。詳細は、4ページの「令和9年度入所受付の主な変更点」をご確認ください。

☆認定こども園に1号認定児童として入所を希望する場合は、各園の入所受付日に必ずお越しください。市役所幼児教育課窓口や、その他の園では受け付けすることは出来ません。

【認定こども園】 信学会どんぐりの森こども園、信学会わかばの森こども園、よこうち認定こども園、ちのせいぼ幼稚園、野あそび保育ささはら

申し込み書類

提出必須書類は入所児童1人につき1枚記入して、入所受付日にご提出ください。

全ての方が必要な書類

1	茅野市保育所等入所申込書・児童台帳	・茅野市保育所等入所申込書・児童台帳の利用希望施設は必ず第6希望まで記入してください。 ※第6希望まで記入がない場合で、入所調整の対象者となった児童は、全ての入所調整が完了後、定員に空きのある園の中から入所園をご案内することになります。
2	施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定(変更)申請書	
3	重要事項確認書 兼 同意書	
4	施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定にかかわるマイナンバー(個人番号)提供書	・マイナンバー法の施行に伴い保育園等の入所申し込みの際に必要となります。 ・入所児童及び保護者の「マイナンバーカード」(表・裏両面の写し)または住民票の写し(マイナンバー入り)を貼付欄に張り付け、古封筒に入れて提出してください。 *注意* 個人番号通知書は「マイナンバーを証明する書類」として利用することはできません。
5	保育所等入所申込書付票	・0、1歳児用と2歳以上児用がありますので、該当する書類を提出してください。 ・離乳食が必要な場合、入所する園が決定次第(令和9年2月頃)別途面接を行います。
6	食物アレルギーに関する調査票	・アレルギー食が必要な場合、入所する園が決定次第(令和9年2月頃)別途面接を行います。
7	茅野市 市税等 口座振替依頼書(初めて入所する場合や口座変更の際は必ずご提出ください)	・通帳届出印欄は3枚すべてに押印してください。 ・保育料等は世帯単位で口座の登録をするため、きょうだい別口座の登録はできません。

2号・3号認定の方(1号認定の方は提出不要)

1	「保育を必要とする事由」の証明書類等	※該当する書類を必ず提出してください。未提出の場合は指数の点数が付けられません。 ・要件により提出書類が異なり、保護者それぞれで提出が必要です(詳細はP13) ・求職活動等の事由で入所申し込みされる場合、入所受付後の事由変更は指数合計点に反映されません。その他については、申告及び書類等の提出により点数変更する場合があります。
---	--------------------	---

提出が必要な方のみ

1	委任状(任意様式でも可)※該当者のみ	・申請保護者(児童の父母等)と書類提出者が異なる場合は、提出が必要です。
---	--------------------	--------------------------------------

持ち物

- ◎ 入所希望児童のマイナンバーカード(表・裏コピー)または住民票
- ◎ 入所受付に来られる方の本人確認書類
- 預金通帳またはキャッシュカードと印鑑(銀行届出印)
(口座振替依頼書に記入した金融機関通帳と登録印)
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳(在宅障害児(者)がいる世帯の方)

【本人確認書類となるもの】

＜顔写真付身分証明書＞・・・次の中から1点

運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、在留カード、特別永住者証明書 等

＜顔写真のない身分証明書＞・・・次の中から2点

公的医療保険の資格確認書、年金手帳、通帳

入所申し込みの注意事項



消えるボールペンは使わないでください

- ・入所申し込み書類の記入は、黒ボールペンを使い、楷書で記入してください。
- ・「保育の利用を必要とする事由」を証明する書類の中で、事業主等の証明が必要な場合については、事前に証明の依頼をしていただき、入所申し込み時に提出をしてください。

※必要書類が整わない場合、3歳以上の児童は1号認定となり、3歳未満の児童は認定ができません。

(例)就労証明書、診断書等

入所受付方針

入所受付については、年度途中からの入所も含め令和8年10月一斉入所受付で申し込みをされた方を優先します。なお、定員の範囲内で空きがある場合には令和9年度途中の入所申し込みを受け付けます。

必ずご確認ください！

3歳未満児の保育需要の高まりにより、希望施設への入所やきょうだいの同時入所ができない場合があります。申込書に利用希望として記入していただいた施設は全て通所可能かつ利用意思があるという前提で申し込みしてください。

保育料滞納者の面接

保育料等の滞納がある世帯については、保護者との面接を行います。

STEP4 入所調整

●令和9年度入所申し込み(10月一斉申込)をされた方

保育園等に入所の希望者が年齢ごとの定員を超えた場合には、現在入所している児童で令和9年度も引き続き在園予定の児童(私的契約児童・2歳児クラス在園児童・1号認定児童・広域入所児童を除く)を優先し、それ以外の児童について、P10「茅野市保育所等利用調整基準表」により算定した点数の高い児童から優先的に入所していただきます。

調整により第1希望の園に入所できない場合がありますので、ご了承ください。

●現在入所中の3号認定児童について

2歳児クラスに在籍している児童で、3歳児クラスに進級する児童は、新規(10月一斉申込)児童と同様とみなします。すでに入所しているため、入所受付の必要はありません。保育園を通して調査の紙が10月頃に配布されますので、ご確認ください。

●私立認定こども園に入所希望の場合は、4月入所を優先(指数の加点)とします。

定員以上の申し込みがあった場合は、保育の必要性が高い児童から入所決定をさせていただきます。

第1希望園に入所できない場合は、令和8年12月末日までに幼児教育課よりご連絡させていただきます。

STEP5 支給認定及び入所決定

●4月入所児童

幼児教育課より「支給認定決定通知書」・「保育所(園)入所承諾書」を送付します。

送付時期:令和9年2月中旬(転入予定の方は、転入後に送付します。)

※私立認定こども園へ入所される方には園から直接送付されます。

キャンセル等があった場合でも、「保育所(園)入所承諾書」通知後の入所園変更は行いません。

●途中入所児童

「支給認定決定通知書」を令和9年2月に送付し、入所予定月の約2ヵ月前に幼児教育課より事前面接の案内をご通知いたします。通知が届きましたら、保護者から入所園へ連絡を取っていただき、園長と打ち合わせ等を行ってください。

「保育所(園)入所承諾書」は入所月の前月に送付します。(転入予定の方は、転入後に送付します。)

●入所可能施設がない場合

幼児教育課よりご連絡させていただきます。

毎月1日に、ホームページで空き情報を公開しています。空きが出た場合は、途中入所申し込みが可能です。

STEP6 施設利用(入所)

入所から2週間程度ならし保育期間があります。

職場復帰等される場合は、復帰日より約2週間前の入所をお勧めします。

※入所調整については、可能な限り対応をさせていただきますが、保育士の不足等によりご希望に添えないことや、入所をお待ちいただく場合がありますので、ご了承ください。

※3歳未満児童の入所調整には時間を要します。ご不便をおかけしますがよろしくお願いします。

10月一斉申し込み期間後の途中入所の申し込み

10月一斉申し込み後の途中入所申し込みについては、下記(1)～(4)の期間ごとに申し込み者を取りまとめ、入所者を決定します。

ただし、10月一斉申し込み期間中の申込者を優先し、保育園等の年齢毎の定員範囲内で空きがある場合に限ります。

	申込期間	入所調整期間
(二次募集)	令和8年10月26日 ～ 令和8年11月30日	令和9年2月末日までに調整し、連絡します。
(三次募集)	令和8年12月1日 ～ 令和8年12月28日	
(四次募集)	令和9年1月4日 ～ 令和9年1月29日	
(五次募集)	令和9年2月1日 ～ 令和9年2月26日	調整次第、連絡します。

※上記以降の申し込みの場合は、転勤等に伴う転入者を除き、入所日は令和9年5月以降となります。

※受け入れ可能人数を超えて入所希望者がいた場合、P10「茅野市保育所等利用調整基準表」により算定した点数の高い児童から優先的に入所の決定をします。

※途中入所の申し込みについては、限られた定員の中で受け入れを行うため、計算方法を次のとおりとし、保育の必要性の判断を行います。

【計算方法】

(1)①保育を必要とする事由+②優先保育1+④調整指数の合計点数で審査します。

(2)上記点数が同点の場合は、③優先保育2、⑤私立優先指数を加算した点数で審査します。

茅野市保育所等
利用調整基準表

施設名	子どもの名前	認定 2号・3号 短・標準
-----	--------	------------------

① 保育を必要とする事由

運 用 基 準		指数	父	母
就 労 (内定含)	週35時間以上の就労を常態（1日7.5時間、週5日程度）	20		
	週30時間以上の就労を常態（1日6時間、週5日程度）	18		
	週25時間以上の就労を常態（1日5時間、週5日程度）	16		
	週20時間以上の就労を常態（1日4時間、週5日程度）	14		
	週16時間以上20時間未満の就労を常態	12		
※就労のうち、就労時間を 自己都合で決めることが できるもの(内職等)	月96時間以上の就労を常態とし、かつ月収10万2千円以上のもの	10		
	月80時間以上の就労を常態とし、かつ月収8万5千円以上のもの	8		
	月64時間以上の就労を常態とし、かつ月収6万8千円以上のもの	6		
妊娠・出産		産前3か月、産後3か月	20	
		産後4か月から産後6か月まで	8	
保護者の 疾病、障がい	疾 病	1か月以上の入院	20	
		居宅内療養で常時床についている	20	
		精神性疾患、感染症の疾病または特定疾患	20	
		自宅療養で週3日以上通院を常態とする	17	
		上記以外で保育が必要と認められるもの	13	
	障がい	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2・B1、精神障害者保健福祉手帳1・2級	20	
		身体障害者手帳3級、療育手帳B2、精神障害者保健福祉手帳3級	18	
		身体障害者手帳4級以下	12	
同居または長期入院等の 親族の介護・看護	病院または居宅内療養等で常時付き添い		20	
	病院または居宅内療養等で一部介護・看護が必要		17	
	上記以外の介護・看護で保育が必要と認められるもの		8	
災害復旧		災害復旧にあたっている	20	
求職活動等		就職活動(起業準備を含む)	5	
就 学	専修学校・各種学校等の教育施設に在学しているもの。就労に準じて、指数を決定する。(就労を就学と読み替える)		就労に準ずる	
	上記の学校、または上記の学校等に該当しない教育機関に合格しているものは、就労内定に準じて、指数を決定する。(就労を就学と読み替える)		就労に準ずる	
育 児		3歳未満児を育児している保護者が、3歳以上児の保育をしている場合	2	
社会的養護		茅野市要保護児童対策協議会等で支援が必要と認められた場合	20	
そ の 他	死亡・離婚・単身赴任・渡航・拘禁等の別居で常時保護者が不在		22	
	その他、上記に類する状態として市長が認める場合			
※父母それぞれの指数を合算して世帯の指数とする。			計	
※就労時間には通勤時間を含めない。				

② 優先保育 1

実 施 基 準		指数	世帯
家庭状況	ひとり親世帯	10	
	生活保護世帯	10	
	生計の中心者の失業等(自己都合によるものを除く)	15	
保護者の状況	保護者が、保育士資格または幼稚園教諭の普通免許状を有し、市内の認可保育所、認定こども園で月120時間以上勤務すること。(内定も含む。)	20	
子どもの状況	入所する子どもが、虐待等社会的養護の必要性	10	
	入所する子どもが、障がいを有している。	3	
		計	

③ 優先保育 2

実 施 基 準		指数	世帯
兄弟姉妹 同時利用	現に2号・3号認定の兄弟姉妹が同じ施設に入所している。	10	
	現に1号認定の兄弟姉妹が同じ施設に入所しており、内定または求職活動の事由で入所を希望している。	5	
	入所時に同じ施設を希望している兄弟姉妹がいる。	5	
	兄弟姉妹が利用していない施設を第一希望にして新規入所を希望する	2	
育児休業	職場に復帰予定のもの(すでに復帰している場合も含む)	3	
	産後6ヶ月を経過し、未満児のため保育を必要とする事由の消滅で退園した子どもと、育児休業に係る子どもが育児休業終了時に当該保育園(同施設)を希望した場合(就労の継続)	3	
		計	

④ 調整指数

実 施 基 準		指数	父	母
交通手段	他の保育園に通う場合の交通手段がない。	2		
	自宅から職場までの通勤距離が片道15km以上	2		
滞納	在園児、卒園児が督促状送付後、4件以上保育料を滞納している。	▲3		
	滞納が高額となっている世帯で、督促に対して誠意ある対応がみられない。	滞納月 ×▲1		
住居	保育園所在地区外(標準時間保育を希望する泉野地区在住者が、他の地区の保育園を希望する場合、または自宅から最も近い距離の保育園が在住地区外にある場合を除く。)	▲3		
		計		

⑤ 私立優先指数 (※私立認定こども園のみ)

実 施 基 準	指数	世帯
4月入所	10	
5月入所	9	
6月入所	8	

指数合計 (①+②+③+④+⑤)

※年度途中の入所申込: (①+②+④)

(①+②+④)が同点の場合、③、⑤を加点

○同点の場合の優先順位

虐待・DV>災害>居宅外労働(就学)>介護>居宅内労働(自営)>出産>就労内定>内職>求職

4 保 育 の 必 要 性 の 認 定

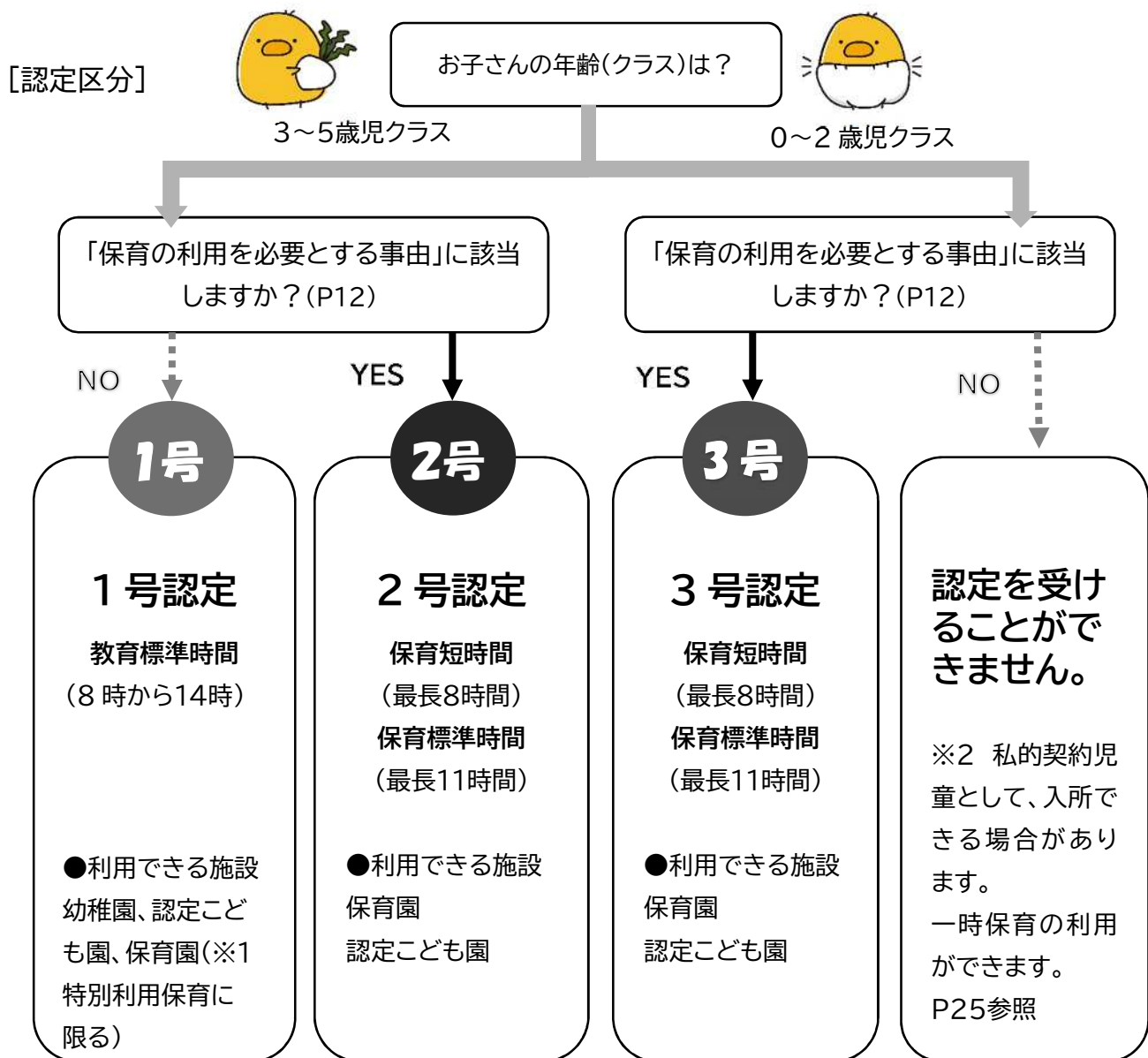
保育の必要性の認定

保育園・認定こども園に入所するためには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

「保育の必要性の認定」の申請は、入所申込と併せて行います。

なお、幼児教育無償化に伴い、2号・3号の保育時間は、月の就労時間等を基準に行います。

年齢の基準は令和9年4月1日です。P30のクラス年齢を参考にしてください。



※1 「特別利用保育」…1号認定を受けた児童の人数が幼稚園・認定こども園の定員を超えている場合、保育園で受け入れを行う制度です。茅野市では、1号認定の児童が幼稚園・認定こども園の定員を超えている場合に、特別利用保育を受ける児童として保育園でお預かりをしています。

1号認定で入所希望の児童は認定こども園の定員を超えている場合のみ、保育園で受け入れます。

1号認定で入所希望の場合は、認定こども園を必ず第6希望までに入れてください。

※2 「私的契約児童」…3歳未満かつ3号認定に該当しない児童は、保育園の定員管理に支障がない限り「私的契約児童」として入所が出来ます。保育料は税額等に関係なく一律負担(65,000 円)していただきます。保育内容は変わりません(保育時間は8時間)。

保育の利用を必要とする事由

2号・3号認定を受けるためには、児童の保護者が、次のいずれかに該当する必要があります。
 保育を必要とする事由の確認のため、就労区分や事由に応じた書類を提出していただきます。

事由	基準	認定期間	保育時間
就労 (内定含む)	・1ヵ月あたり64時間以上の労働を常態しており労働に見合った対価を給与又は報酬等として受け取っている 【フルタイムのほか、パートタイム、内職、自営業、農業など、基本的にすべての就労を含みます。】	2号認定:小学校就学前まで	保育標準時間 (月の就労時間が120時間以上の場合)
		3号認定:3歳の誕生日の前々日まで	保育短時間 (月の就労時間が120時間未満の場合)
妊娠・出産	妊娠中である、または産後間もない	産前3ヵ月(予定月含む) 産後6ヵ月(出産月の翌月から)	実情に応じて標準 または短時間
保護者の 疾病・障害	疾病:医師の診断により治療に1ヵ月以上の期間を要し、自宅での保育が不可能または入院している状態	診断書の加療見込期間 2号認定:小学校就学前まで 3号認定:3歳の誕生日の前々日まで	実情に応じて標準 または短時間
	障害:身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている	2号認定:小学校就学前まで 3号認定:3歳の誕生日の前々日まで	実情に応じて標準 または短時間
同居 または 長期入院等している 親族の 介護・看護	介護:①介護保険の要介護3から要介護5の認定を受けている者の介護 ②要支援1～要介護2の認定を受けている者、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けおり、常時付き添いが必要であると認められる診断書または意見書がある者の介護 看護:医師が必要と認める付添看護を1ヵ月あたり12日以上行っている	2号認定:小学校就学前まで 3号認定:3歳の誕生日の前々日まで ※ただし、診断書または意見書に期間の定めがある場合は、その期間	保育標準時間 (月の介護・看護従事時間が120時間以上の場合)
			保育短時間 (月の介護・看護従事時間が64時間以上120時間未満の場合)
災害復旧	罹災証明書が交付され、災害の復旧を行う	災害の復旧が完了すると見込まれる期間	実情に応じて標準 または短時間
求職活動 (起業準備含む)	起業準備を含む求職活動を継続して行っている	ハローワーク受付票等の受付があった月から3ヵ月(新規入所の場合は入所日から3ヵ月)	保育短時間
就学	保護者が、専修学校・各種学校等の教育施設(職業訓練校等での職業訓練も含む)に在学中である	在学期間	保育標準時間 (月の就学時間が120時間以上の場合)
			保育短時間 (月の就学時間が120時間未満の場合)
3歳未満児を 育児している	3歳未満児(未就園児)を育児している保護者が、3歳以上児の保育を希望する場合 【保護者双方の要件としては認められません。】	2号認定:小学校就学前まで	保育短時間

※認定期間中に保育を必要とする事由がなくなった場合は、保育の必要性の認定も喪失となります。

3歳児クラス以上の児童は1号認定、2歳児クラス以下の児童は退園となります。

※児童の在園期間中に保育を必要とする事由の変更等があった場合は、届出が必要です。



- ・自営業、農業等で確定申告または住民税の申告を行わないものは、基本的に就労等とは認められません。
- ・長野県最低賃金を根拠とした64時間×12ヵ月(在園月数)の収入を下回るものは、基本的に就労とは認められません。

「保育を必要とする事由」の証明書類等について

事由			提出・確認書類	
就労 (内定含む)	常 勤		就労証明書	
	パート・アルバイト 等			
	内 職		① 就労証明書(契約書等があれば添付) ② 直近2ヵ月分の給与明細	
	自営業	事業主	就労証明書	
		専従者		
	農 業	事業主		
		専従者		
妊娠出産	産前3ヵ月(予定月含む) 産後6ヵ月 (出産月の翌月から)		母子手帳の写し(表紙・出産予定日が確認できるページ) ※産後の場合は、出生届出済証明書の写し	
疾病 障害	疾 病		入院または乳幼児保育不可能である医師からの診断書	
	障 害		身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳	
介護 看護	介 護	要介護3～5の認定を受けている者	① 介護・看護状況申告書 ② 介護保険証	
		要支援1～要介護2の認定を受けている者、各種手帳の交付を受けている者	① 介護・看護状況申告書 ② 介護保険証、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 ③ 常時付き添いにより自宅での乳幼児保育が不可能である医師からの診断書または意見書	
	看 護		① 介護・看護状況申告書 ② 常時付き添いにより自宅での乳幼児保育が不可能である医師からの診断書または意見書	
災害復旧			罹災証明書	
求職活動 等	求職活動		ハローワーク受付票	
	起業準備		起業までのスケジュール ※事業開始後、就労証明書と開業申出書を提出してください。	
就学			学生証、在学証明書、カリキュラム、就学時間が分かる書類 等	
育児	3歳未満児を育児している保護者が、3歳以上児の保育を希望		新規入所申込みの場合は、認定申請書の世帯状況で確認。 ※提出書類はありません。	

保育の必要性の認定における独自対応

●求職活動

認定期間内に就労先が決定しない場合、ハローワークにおいて、**8回以上の求職活動を行っていることが確認できた場合に限り認定期間を3ヵ月延長**します(一度就労しない限り再延長はできません)。

求職活動の確認ができない場合は、継続して求職活動を理由とする認定は行いません。

※ハローワークでの求職活動をした回数は、ハローワーク受付票の受付印(認定期間中)の数により確認します。

受付月から3ヵ月が認定期間となります。
(新規入所の場合は入所日から3ヵ月)

サンプル(A4サイズ) <表面>

ハローワーク受付票

受理年月日：令和8年9月1日

氏 名：デショク ノゾム

天 職 望

様

希望就業形態：パート

求職番号：13010-9999999

担 当 窓 口：01

職 種：199-02

来所されるときは、必ずこのカードを担当窓口に提示してください。

また、他安定所をご利用される場合にも、このカードを
就職した場合又は求職を取消しされる場合は、当

求職活動の履歴としてハローワークに行った際
職員に**受付印の依頼を**してください。
認定の延長は、**8回以上のスタンプ**が必要です。

スタンプ

全国のハローワークで
ご利用可能です。

〇〇公共職業安定所

TEL088-888-8888

「保育を必要とする事由」の証明書類
等の各種様式はこちらから



支給認定証の任意交付化について

保育の必要性の認定を受けた児童の保護者に対して発行する「支給認定証」が、平成29年度から任意交付となりました。これに伴い、支給認定の内容は「支給認定決定通知書」にて保護者の方へお知らせし、支給認定証は希望する保護者の方のみ発行します。ご希望の方は入所申し込み時にお申し出ください。

支給認定証の交付を希望した場合、認定区分の変更の度に、支給認定証を市に返還していただきます。

5 保 育 時 間 と 料 金

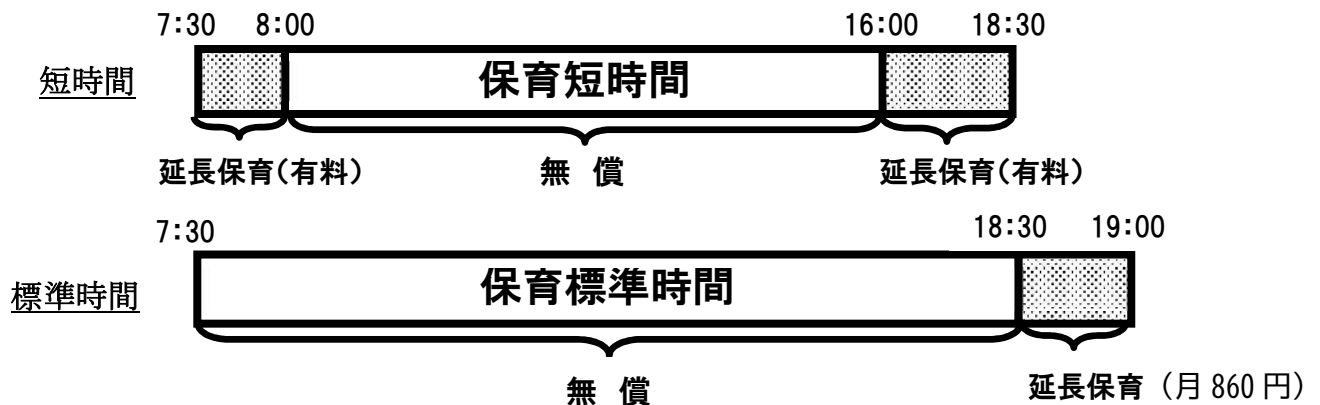
1号認定(満3歳以上・教育標準時間認定)

- ・教育標準時間(8:00 ~ 14:00):無償
- ・預かり保育時間(14:00 ~ 16:00):月3,700円



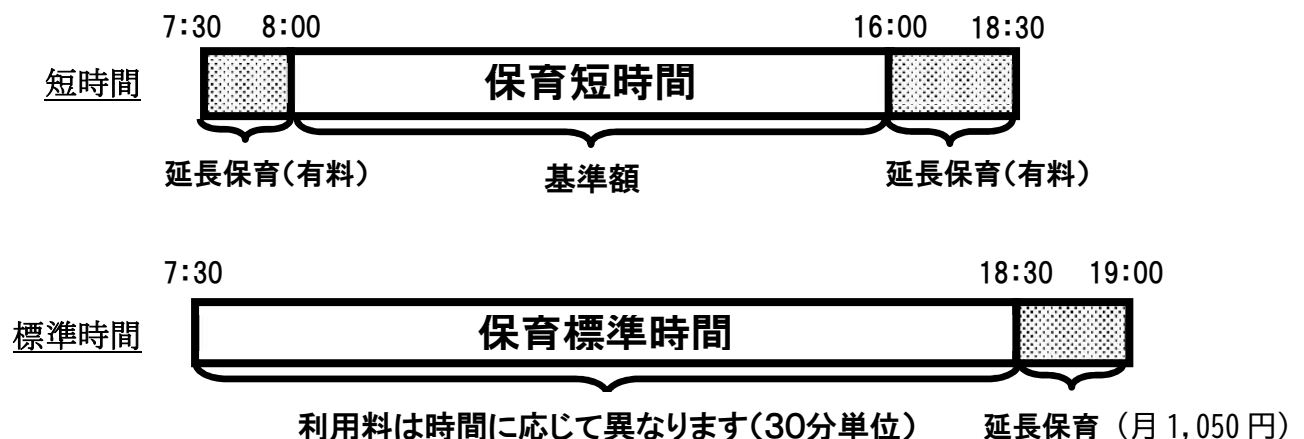
2号認定(満3歳以上・保育認定)

- ・保育短時間(8:00 ~ 16:00):無償
- ・保育標準時間(7:30 ~ 18:30):無償
- ・延長保育(認定時間外の利用):P18参照



3号認定(満3歳未満・保育認定)

- ・保育短時間(8:00 ~ 16:00):P17参照
- ・保育標準時間(7:30 ~ 18:30):P17参照
- ・延長保育(認定時間外の利用):P18参照



保育料

保護者の市民税所得割額、認定区分、児童の年齢、保育利用時間などに応じて、茅野市利用者負担徴収基準のとおり決定されます。(P17参照)

保育料の算定

保育料は、児童と生計を同一にしている父母、およびそれ以外の扶養義務者(家計の生計主宰者である場合に限る)の市町村民税額を基準に決定し、年度毎に見直しを行います。

4月から8月分を前年度の市町村民税額を基準に算定し、9月分以降を当年度の市町村民税額を基準に算定します。

【令和9年度の保育料】

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和8年度の市町村民税額に基づく保育料						令和9年度の市町村民税額に基づく保育料					

(1)市町村民税所得割課税額の計算について

調整控除以外の税額控除(配当控除、住宅借入金特別税額控除、寄付金税額控除、外国税額控除等)は適用されません。

(2)所得税、住民税等が未申告だった場合の計算について

未申告等で保育料が適正に算定できない場合には、P17 茅野市 利用者負担額基準表における最高階層(第8階層)額を暫定的な保育料として決定させていただきますので、必ず申告をお願いします。

(3)税額の更正があった場合について

税額の更正等が確認できた場合は、その月以降の保育料で精算させていただきます。

なお、精算の対象となる費用は、その年度内に発生した費用のみとなります。

保育料の納付

保育料は、口座振替によって納入していただきます。振替日は、毎月月末になりますので指定日の前には、残高の確認をお願いします。(12月は25日頃)

保育料等の滞納処分

保育料等につきまして、お支払いいただけない状況が続いた場合は、未納状況により滞納処分(財産等の差押え、訴訟等法的措置)を実施させていただきますので、責任をもって納付していただくをお願いします。

お支払いが困難な場合は、必ず早めに茅野市役所 幼児教育課まで納付相談をしてください。

3号認定にかかる保育料

3号認定にかかる保育料については、下記「茅野市 利用者負担額基準表」に基づいて決定しています。

茅野市 利用者負担額基準表

階層	市町村民税課税額	兄弟構成	保育短時間	保育標準時間							保育標準時間
			8時間以内	月曜から金曜の利用時間						土曜日	月曜～土曜
			(土曜日含む)	8.5時間	9時間	9.5時間	10時間	10.5時間	11時間	8時間超	11時間
第1	生活保護世帯	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第2	非課税世帯	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	かつひとり親世帯等		0	0	0	0	0	0	0	0	0
第3	所得割課税額48,600円未満	第1子	8,550	8,710	8,870	9,030	9,190	9,350	9,510	240	9,750
		第2子以降	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	かつひとり親世帯等	第1子	7,800	7,960	8,120	8,280	8,440	8,600	8,760	240	9,000
		第2子以降	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第4	所得割課税額57,700円未満	第1子	13,200	13,450	13,700	13,950	14,200	14,450	14,700	300	15,000
		第2子以降	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	所得割課税額77,101円未満 かつひとり親世帯等	第1子	7,800	7,960	8,120	8,280	8,440	8,600	8,760	240	9,000
		第2子以降	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	所得割課税額97,000円未満	第1子	26,400	26,900	27,400	27,900	28,400	28,900	29,400	600	30,000
		第2子	13,200	13,450	13,700	13,950	14,200	14,450	14,700	300	15,000
第5	所得割課税額169,000円未満	第3子以降	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		第1子	38,700	39,500	40,300	41,100	41,900	42,700	43,500	1,000	44,500
		第2子	19,350	19,750	20,150	20,550	20,950	21,350	21,750	500	22,250
第6	所得割課税額301,000円未満	第3子以降	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		第2子	27,200	27,650	28,100	28,550	29,000	29,450	29,900	600	30,500
		第1子	54,400	55,300	56,200	57,100	58,000	58,900	59,800	1,200	61,000
第7	所得割課税額397,000円未満	第3子以降	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		第2子	31,000	31,500	32,000	32,500	33,000	33,500	34,000	700	34,700
		第1子	62,000	63,000	64,000	65,000	66,000	67,000	68,000	1,400	69,400
第8	所得割課税額397,000円以上	第3子以降	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		第2子	32,000	32,520	33,050	33,570	34,100	34,620	35,150	750	35,900
		第1子	64,000	65,050	66,100	67,150	68,200	69,250	70,300	1,500	71,800

※3号認定の多子世帯軽減に係る兄弟構成について、年齢制限はありません。ただし、同じ世帯にいる兄弟のみをカウント対象とします。

※保育料軽減について(P19参照)は、上記表に反映済です。

私的契約児童

「私的契約児童」として入所した場合、保育料等は税額等に関係なく、月額65,000円の利用者負担額となります。

保育時間	8時間
利用者負担額(月額)	65,000

満3歳到達に伴う、3号認定から2号認定切り替わり時

児童が満3歳に達すると、認定区分は3号認定から2号認定へ切り替わります。ただし、年度途中に認定区分が変わっても、その年度内は引き続き3号認定の保育料を適用しています。

延長保育

申し込みは、年度毎に必要です！

保育園等に入所する児童で、保護者の就労事情等から認定時間内に送迎が出来ない場合は、30分単位で開所時間を限度に延長保育を実施します。

延長保育は年度毎に申し込みが必要です。年度途中での変更・開始・中止等は、希望開始月の前月15日までに申請書を園に提出してください。料金は月額となっております。

実施時間については、P3記載の表を参照してください。

「保育を必要とする事由」が求職活動、育児の場合は利用できません。

保育短時間認定の延長保育料

保育短時間認定の児童が、認定時間(8:00～16:00)を超えて利用する場合に30分単位で申し込み可能です。

階層	市町村民税課税額	兄弟構成	3歳以上(2号認定)		3歳未満(3号認定)	
			平日	土曜日	平日	土曜日
			30分当たり	8時間超	30分当たり	8時間超
第1	生活保護世帯	—	0	0	0	0
第2	非課税世帯	—	0	0	0	0
	かつひとり親世帯等		0	0	0	0
第3	所得割課税額48,600円未満	第1子	120	180	160	240
		第2子以降	0	0	0	0
	かつひとり親世帯等	第1子	80	120	160	240
		第2子以降	0	0	0	0
第4	所得割課税額57,700円未満	第1子	210	240	250	300
		第2子以降	0	0	0	0
	所得割課税額77,101円未満かつひとり親世帯等	第1子	80	120	160	240
		第2子以降	0	0	0	0
	所得割課税額97,000円未満	第1子	420	480	500	600
		第2子	210	240	250	300
第5	所得割課税額169,000円未満	第3子以降	0	0	0	0
		第1子	760	840	800	1,000
		第2子	380	420	400	500
		第3子以降	0	0	0	0
第6	所得割課税額301,000円未満	第1子	800	1,000	900	1,200
		第2子	400	500	450	600
		第3子以降	0	0	0	0
第7	所得割課税額397,000円未満	第1子	820	1,080	1,000	1,400
		第2子	410	540	500	700
		第3子以降	0	0	0	0
第8	所得割課税額397,000円以上	第1子	860	1,140	1,050	1,500
		第2子	430	570	520	750
		第3子以降	0	0	0	0

※延長保育料軽減について(P19参照)は、上記表に反映済です。

保育標準時間認定の延長保育料

18:30 ～ 19:00の間で利用を希望する場合に延長申し込み可能です。

【実施園】

(公立)ちの保育園、宮川保育園、玉川保育園

(私立)信学会どんぐりの森こども園、信学会わかばの森こども園、よこうち認定こども園、野あそび保育ささはら

【料金】

名称	3歳以上(2号認定)	3歳未満(3号認定)
延長保育料(18:30 ～ 19:00)	860円	1,050円

※私立認定こども園の場合、料金が異なる場合があります。

日割対応

月の途中で入退所する場合は、入所日からの開所日数または、退所日までの開所日数により日割計算で保育料を徴収します。

ただし、卒園式後の日割計算は出来ませんのでご了承ください。

保育料の軽減

(1)対象世帯(多子世帯等)の軽減について

階層	軽減内容
第3階層、第4階層の一部 (所得割額 57,700 円未満世帯)	・第1子の保育料は基準額の半額 ・兄弟の年齢にかかわらず、第2子以降は 0 円。
上記以外の第4階層および 第5～第8階層	・兄弟の年齢にかかわらず、第2子の保育料が基準額の半額 ・兄弟の年齢にかかわらず、第3子以降は 0 円。

※保育短時間認定の延長保育料についても、同様の軽減内容が適用されます。

(2)ひとり親世帯等の軽減について

第3階層と第4階層の一部の世帯(P17 茅野市利用者負担額基準表「かつひとり親世帯等」参照)で、次のいずれかに当てはまる世帯については証明書類の提出により保育料の軽減対象となります。

●ひとり親世帯:茅野市役所こども課にて母子(父子)認定を受けている世帯

●在宅障害者(児)のいる世帯:

①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方がいる世帯

②障害年金の受給者がいる世帯

③特別児童扶養手当の支給対象児童がいる世帯

(提出書類) ①・②の場合:対象者の手帳の写し、対象者の年金証書の写しの両方

【該当する場合】

入所申し込み書類(茅野市保育所等入所申込書・児童台帳)に該当の有無を確認する欄がありますので、記入してください。提出書類がある場合は、ご提出をお願いします。

後日、関連課に確認後、適用させていただきます。

(3)緊急時の保育料軽減について

生計中心者の失業(自己都合除く)、疾病等による収入の著しい減少および災害等の被害により保育料の納付が困難になったときは、保育料の減免制度が適用される場合があります。

詳細は、茅野市役所 幼児教育課までお問い合わせください。

預かり保育

年度毎に申し込みが必要

1号認定児童が教育標準時間(8:00～14:00)を超えて、14:00～16:00 まで利用を希望する場合、預かり保育の申し込みが可能です。

預かり保育は年度毎に申し込みが必要です。年度途中での変更・開始・中止等は、希望開始月の前月 15 日までに申請書を園に提出してください。料金は月額となります。

認定区分	料金		備考
	3歳未満	3歳以上	
1号		3,700 円	月額

緊急預かり保育

事情により認定時間内の送り迎えが困難な場合に、緊急的に児童をお預かりします。緊急預かり保育を利用した場合、月の保育料とは別に市が定めた下記料金をお支払いいただきます。

私立認定こども園は園に直接納付となります。

認定区分	料金		備考
	3歳未満	3歳以上	
1・2・3号	200 円	100 円	30 分毎

土曜保育

(1)申し込みについて

土曜日を利用する場合、事前に登録が必要です。1号認定の場合は利用できません。

年度途中での変更・開始・中止等は、希望開始月の前月15日までに申請書を園に提出してください。

(2)料金について

2号標準時間認定を受けている児童以外で、8:00～16:00を超えてご利用を希望される場合、保育料階層、認定区分、児童の年齢などに応じて、別途月額料金が発生します。(P18 参照)

なお、3歳未満児については、保育料に含まれています。(P17 参照)

(3)保育時間

P3 の表を参照。

(4)長時間の利用について

土曜日に長時間保育を希望の場合は、ちの保育園での保育となります。利用を希望される場合は、児童が在籍している園の園長にご相談ください。

なお、ちの保育園が運動会の日は、利用することができません。

(5)その他

土曜保育の利用者がいない場合は、休所します。

土曜保育のお願い

保育園では、職員の交代勤務により、土曜日の保育を実施しています。保護者の方がお休みでご家庭での保育が可能な場合には、ご協力をお願いいたします。

※就労等の理由で保育が必要と認められる場合に限り、利用することができます。

事前にご登録が必要です。(就労証明書等で必要性の確認をします。)

6 給食費（副食費及び主食費）

給食費

1号認定および2号認定を受けている児童については給食費が発生し、実費として保護者負担となります。（3歳未満児の場合、給食費の徴収はありません。）

給食費の内訳は下記のとおりとなります。

認定区分		主食費	副食費	月額料金
1号認定	14:00 まで	270 円	3,000 円	3,270 円
	16:00 まで		4,500 円	4,770 円
2号認定				4,500 円
3号認定				
土曜日(ちの 14:00 以降利用)		150 円(1食)		

(1)副食費

月額負担額は、3,000 円または 4,500 円となります。（月曜日～金曜日分）

金額については、年間の副食に係る費用を12ヵ月で割って算出しています。希望保育等で副食を提供しない日は年間の副食費から差し引いています。

(2)主食費

月額負担額は、270円となります。

週1回提供する主食（パン、麺）および行事食（誕生会）の費用となります。

(3)ちの保育園で土曜日の 14:00 以降利用される場合

主食（麺）を提供するので、1食当たり150円を徴収します。

※3、4、5歳児は、利用を希望する週の木曜日までに欠席の連絡があれば、主食費返還の対応ができます。欠席の連絡がない場合、食材のキャンセルができないため、主食費は徴収となります。

(4)アレルギー等により自宅からお弁当を持参する場合は、副食費、主食費の徴収はしません。

土曜日の給食

児童の年齢および利用園に応じて、昼食・おやつ提供方法が異なります。

ちの保育園 14:00 までの利用者と、それ以外の園の利用者については、各自軽食（飲み物、パン・おにぎり程度で常温保存ができるもの）を持参してください。

区分			昼食	おやつ		
				午前	午後	夕方
ちの保育園	3歳以上	14:00 まで	家庭(持参)			
		14:00 以降	園(提供)		家庭(持参)	家庭(持参)
	3歳未満	14:00 まで	家庭(持参)	園(提供)		
		14:00 以降	園(提供)	園(提供)	家庭(持参)	家庭(持参)
以外の園	3歳以上	14:00 まで	家庭(持参)			
	3歳未満		家庭(持参)	園(提供)		

給食費(副食費および主食費)の免除

原則、1号認定および2号認定を受けている児童については給食費が発生しますが、保育料階層および多子世帯に該当する場合は、給食費が免除になります。

(1) 1号認定の免除対象者

- ① 第1階層～第3階層に該当する場合
- ② 第4階層～第5階層に該当し、かつ第3子(※)以降の場合

階層	定義(市町村民税所得割課税額)	免除判定
第1	生活保護世帯	免除
第2	市町村民税非課税世帯	
第3	所得割課税額 77,101 円未満	
第4	所得割課税額 211,200 円以下	第3子(※)以降の給食費免除
第5	所得割課税額 211,201 円以上	

※ 小学校3年生から数えて3人目以降のことを指します。

(2) 2号認定の免除対象者

- ① 第1階層 ～ 第4階層の一部(下記参照)に該当する場合
- ② 第4階層 ～ 第8階層に該当し、かつ第3子(※)以降の場合

階層	定義(市町村民税所得割課税額)	免除判定
第1	生活保護世帯	免除
第2	市町村民税非課税世帯	
第3	所得割課税額 48,600 円未満	
第4	所得割課税額 57,700 円未満	
	所得割課税額 77,101 円未満	第3子(※)以降の給食費免除
	かつひとり親等世帯	
	所得割課税額 97,000 円未満	
第5	所得割課税額 169,000 円未満	
第6	所得割課税額 301,000 円未満	
第7	所得割課税額 397,000 円未満	
第8	所得割課税額 397,000 円以上	

※ 小学校3年生から数えて3人目以降のことを指します。

連続で欠席する場合の給食提供の停止

- (1) インフルエンザ等感染症等に伴う園の休園、クラスの閉鎖
- (2) 病気等で連続して5日以上欠席となる場合
 - ① 園長が連絡を受けた翌々日(土、日は除く)からの対応となります。
 - ② 副食・主食を連続5日(土・日は除く)以上止めた場合に限りです。

詳しくは入園後、保育園で確認してください。

1 保 育 所 ・ 認 定 こ と も 園 以 外 の 無 償 化 対 象

「子ども・子育て支援法」の改正に伴い、幼児教育・保育の無償化で、幼稚園（新制度未移行施設の場合は、下記参照）、保育所、認定こども園以外の施設についても無償化および減免範囲の拡充となりました。

無償化・減免対象

（ ）内の料金は、減免額の上限金額です

施設区分		無償化または減免	
		住民税非課税世帯 0～2歳児	3～5歳児
地域型保育		無償化	
企業主導型保育		無償化	
幼稚園 (新制度未移行幼稚園)	教育時間		減免 (28,000 円)
	預かり保育		減免 (11,300 円)※1※2
認可外保育施設等		減免 (45,700 円)※1	減免 (40,300 円)※1
託児所			

※1 無償化を受けるために「保育の必要性の要件」(認定保育所の利用と同等の要件)が必要です。

※2 住民税非課税世帯の満3歳児の場合(3歳になった日から最初の3月31日までの間)は 16,300 円までが無償化。

●副食費、行事費等は、無償化の対象外となります。(低所得者世帯等での免除の取扱いは継続)

●託児所については、無償化および減免の対象外となります。

茅野市内の施設

施設区分	施設名	所在地	電話番号
企業主導型保育	しゃれんどきっず園	茅野市ちの 2819	TEL 82-8066
認可外保育施設	牧場ようちえん ぽっこ	茅野市豊平東嶽 4734 三井の森内	TEL 090-3442-0178

申し込み等の詳細は、各施設へ直接お問い合わせください。

8 そ の 他 ご 案 内

クラス編成

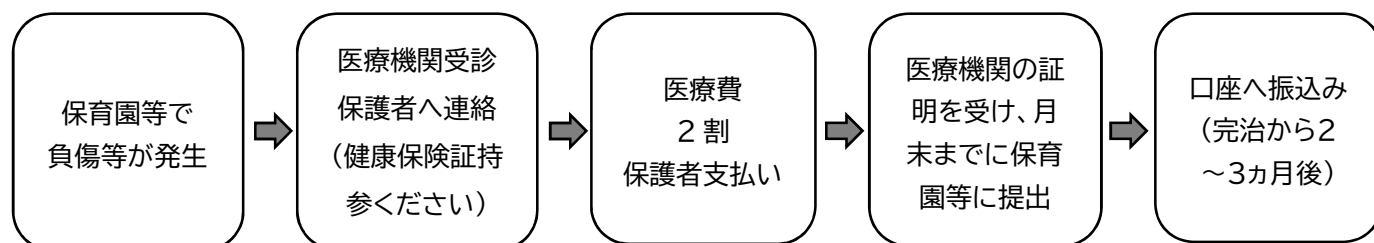
- ・人数によっては、混合保育となる場合があります。(例:4歳児と5歳児で1クラス)
- ・年度途中の人数の増減により、年度途中でクラスの再編成をする場合があります。
(例:1クラスが2クラスに分かれる。2クラスを1クラスに統合する。)

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入

保育園等の管理下で、児童の災害(負傷、疾病、障害または死亡)が発生したときに、災害共済給付が受けられます。

保護者負担金	支払い方法
240 円(年額/児童1人)	口座引き落とし(6月末)

(2) 請求の手続き



個人使用の消耗品の保護者負担

保育活動の一環として使用している消耗品は、個人に帰属する物品は個人負担とし、共同で利用する物品は公費負担という考えをもとに、個人で使用する消耗品について、ご負担をお願いします。

また、遠足のバス代や観劇なども保護者から実費をいただいております。

消耗品例	支払い方法(4月購入分)
出席ノート、出席シール、給食・おやつ用ナフキン、クレヨン、粘土、竹馬など (私立園は制服や運動着等別途かかります)	口座引き落とし(6月末) ※追加購入分については随時引き落としとなります。

●個人使用消耗品等の保護者負担に対する補助(生活保護世帯、生活保護世帯に準ずる世帯対象)

保育園や認定こども園等で使用する物品、行事等に要する費用について、対象の方には補助を行っています。該当の保護者は、幼児教育課まで申し出てください。

【補助対象者】

- ①生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む)に属する者
- ② ①のほか、収入その他の状況を勘案し、これに準ずるとして市長が認める世帯に属する者

【補助額】 日用品、文房具、行事費等:児童1人あたり月額上限 2,500 円

障害児保育

心身に障害を持った児童が、保育園児と一緒に生活することで、ともに育ちあっていくことを願い、全園で受け入れを行っています。

入所の承諾にあたって、保育所等の入所審査委員会などで、児童にとって一番望ましい環境を十分検討させていただきますので、面接の際にご相談ください。

子育て支援事業

園庭開放、育児相談、園児との交流など、児童にとって大切な体験やふれあいができるような内容を計画し開催しています。

毎月の計画表は、各保育園等、各こども館、各保健福祉サービスセンター、家庭教育センター、各公民館、図書館、健康管理センター、ホームページ、市役所幼児教育課に用意してあります。

一時保育事業



登録方法や持ち物、
保育時間や料金等

登録後のインター
ネット予約



児童の学校行事や通院、冠婚葬祭や出産等で家庭での保育に困ったときに、8か月以上のお子様を小泉保育園、宮川第二保育園、米沢保育園で一時的にお預かりしています。

対象児童：市内…保育園及び認定こども園等に通っていない小学校就学前の児童

市外…祖父母等が市内に居住する保護者の出産や傷病、看護等の理由で一時的に保育が必要な
小学校就学前の児童

こども誰でも通園制度



登録方法や利用時間、料金等

家庭とは異なる経験や同世代のお子様と触れ合う機会を提供する「こども誰でも通園制度」を泉野保育園で実施しています。

対象児童：保育園及び認定こども園等に通っていない生後6か月から満3歳未満の児童(満3歳に達する前日まで)

利用時間：1時間単位で、月10時間まで

病児・病後児保育事業



登録方法や予約、各種書類のダウンロード等

茅野市・諏訪市・岡谷市・下諏訪町・富士見町・原村に住所を有する生後6か月から小学校6年生までの児童が対象です。病気または病気回復期であり、安静にしている必要がある児童で保護者が就労や疾病等により家で育児を行うことが困難な場合に、お預かりしています。

個人情報の取り扱い

個人情報保護法及び関係法令を遵守し、茅野市の条例に基づき厳正に管理し取扱います。

ご提出いただいた申請情報と市の保有する個人情報を教育・保育給付認定、保育の利用、保育料の決定及び給食費の徴収等のために用います。また、利用施設と情報を共有させていただきます。

9 入所に必要な書類の記入例

様式第1号(第2条関係)

茅野市保育所等入所申込書・児童台帳

入所受付日を記入してください。

令和 8年 10月 〇日

(宛先) 茅野市教育委員会

令和9年4月1日現在の年齢を記入してください。

保育所等への入所を次のとおり申し込みます。

転入前の方は未記入で結構です。茅野市の住所が確定している場合のみ記入してください。

<終了日>

0歳、3歳児・・・令和12月31日
1歳、4歳児・・・令和11年3月31日
2歳、5歳児・・・令和10年3月31日
※ただし、妊娠・出産や求職等、
認定期限がある場合は、その期限を
記入してください。

入所希望順に第6希望まで必ず
記入してください。
☆1号認定の場合、認定こども園
を必ず第6希望までに入れてくだ

入所児童と同居の場合は、
記入不要です。

茅野市		住所		塚原二丁目6番1号		区・自治会(塚原)		連絡先 自宅		72-2101	
保護者	氏名	塚原 太郎	児童との続柄	父	連絡先 携帯	090 - 〇〇〇〇 - ××××	同居 別居				
	氏名	塚原 夏子	児童との続柄	母	連絡先 携帯	080 - △△△△ - □□□□	同居 別居				
入所児童	(ふりがな)	つかはら はるこ			生 年 月 日	年齢		続柄	性別		
	氏名	塚原 春子			令和 ●年 ●月 ●日	3		二女	男 女		
保育の実施を希望する期間				令和 9年 4月 1日から 令和 12年 3月31日まで							
利用を希望する施設の名称	第1希望	ちの保育園				第4希望	米沢保育園				
	第2希望	中央保育園				第5希望	豊平保育園				
	第3希望	小泉保育園				第6希望	ようちん認定こども園				
※利用を希望する施設(保育所、認定こども園、地域型保育等)は第1希望から第6希望までをご記入ください。 なお、定員の都合等により、第6希望までの施設に入所できない場合は、他の施設への入所をお願いすることがあります。											
祖父母の状況	氏 名	年齢	職業等	居住地(市町村名)		電話番号					
祖 父											
祖 母											
祖 父	茅野 辰男	60	農業	茅野市ちの		●●-●●●●					
祖 母	茅野 鶴子	55	パート	同上							
該当の箇所には○印または記入してください。						児童の健康状態(番号に○をつけてください)					
1 ひどい親世帯ですか						はい ☒ いいえ ☐					
2 生活保護適用(年 月 日)						開始 ☒ いいえ ☐					
3 在宅障害児(者)世帯ですか						はい ☒ いいえ ☐					
(氏名: 児童との続柄:)						4 食物アレルギーがある					
年度の途中で入所する場合のみ記入してください						5 その他、心配なことがある場合は記入してください					
独立行政法人日本スポーツ振興センターに加入していますか。						言葉の遅れが気になる 等					
はい ☐ いいえ ☒											
市町村名											
施設名											

入園月が4～8月の方: 令和8年1月1日の住民登録地 / 入園月が9～3月の方: 令和9年1月1日の住民登録地、転入前住所・通知送付先等記入欄

☆保育料等の計算に必要な情報を記載願います(上記の保護者住所と相違の場合)。

- ・入園月が令和9年4月～8月の方・・・令和8年1月1日現在の住民登録地をご記入ください。
- ・入園月が令和9年9月～令和10年3月の方・・・令和9年1月1日現在の住民登録地をご記入ください。

☆これから茅野市に転入する方・・・現在お住まいのご住所をご記入ください(上の保護者住所欄は空欄で結構です)。

☆通知等の送付先や宛名を変更(登録)したい方・・・送付先のご住所・宛名をご記入ください。

☆その他、連絡事項など

記入例

施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定(変更)申請書

令和 8 年 ○月 ○日

(宛先) 茅野市教育委員会

裏面④を必ずご確認ください。

※入所受付をする方のお名前を記入※
※児童の保護者(父母等)以外の方が入所
受付に来られる場合は、委任状が必要です。

保護者氏名

何番目の子が記入してください。

裏面④の事項に同意のうえ、次のとおり施設型給付費・地域型保育給付費に係る教育・保育給付

短時間は月
120時間未満
の就労等。
標準時間月
120時間以上
の就労等。

申請に係る小学校 就学前児童	(ふりがな)	つかはら はるこ	生 年 月 日	性 別	兄弟関係
	氏 名	塚原 春子	令和 ● 年 ● 月 ● 日	男・女	第 2 子
保護者 住所・連絡先	住 所	茅野市	認定者番号 すでに支給認定を受けている場合に記入してください		
住所・連絡先	連絡先	塚原二丁目6番1号			
希望する認定区分 該当箇所に ☑してください	☐ 1号 児童が満3歳以上で、教育を希望される場合				
	☒ 2号	☒ 短時間	児童が満3歳以上で「保育が必要な事由」に該当し、保育所での8時間の保育を希望する場合		
		☐ 標準時間	児童が満3歳以上で「保育が必要な事由」に該当し、保育所での11時間の保育を希望する場合		
		☐ 短時間	児童が満3歳未満で「保育が必要な事由」に該当し、保育所での8時間の保育を希望する場合		
	☐ 3号	☐ 標準時間	児童が満3歳未満で「保育が必要な事由」に該当し、保育所での11時間の保育を希望する場合		

(※)「1号」に☑した場合、③の項目は希望する時間のみ記入してください。

申請児童
の両親が
別居して
いる場合、
備考欄に
「別居
◇◇県
〇〇市在
住」と記入
してくださ
い。

① 世帯の状況

氏名		児童との続柄	生年月日	年齢	勤務先または学校名	備考
児童の保護者	(ふりがな) 塚原 太郎	父	大昭平令 ●年 ●月 ●日	38	(株)○○	別居◇◇県○○市在住
	1月1日(1月～8月入所の場合は入所年の前年の1月1日)現在の住所 茅野市・市外(◇◇県○○市)					
保護者以外の世帯員	(なつこ) 夏子	母	大昭平令 ×年 ×月 ×日	35	(有)××	
	1月1日(1月～8月入所の場合は入所年の前年の1月1日)現在の住所 茅野市・市外(◇◇県○○市)					
保護者以外の世帯員	(あきこ) 秋子	姉	大昭平令 ★年 ★月 ★日	5	ちの保育園	令和8年1月 住所を記入
	(えんじろう) 園次郎	祖父	大昭平令 □年 □月 □日	68	□□建設	
	(ふゆこ) 冬子	祖母	大昭平令 ▲年 ▲月 ▲日	63	なし	
	()		大昭平令 年 月 日			
	()		大昭平令 年 月 日			

記入不要

申請児童の
保護者を記入
してください。

申請児童・児童の保護者以外の同居親族等の全員を記入してください。

令和8年1月1日現在の
住所を記入してください。

② 利用を希望する期間、希望する施設(事業者)名

利用を希望する施設
利用を希望する施設名
(認定変更申請する施設名を記入)

記入不要

*印の欄は茅野市記載欄ですので記入する必要はありません。

該当する箇所に☑をして、往復の通勤時間を記入してください。

③ 保育の利用を必要とする理由等(保護者の労働または疾病等の理由により保育所等において保育の利用を希望する場合に記入してください。)

保育の利用を 必要とする理由	父	続柄	必要とする理由				
		☒ 就労 ☐ 求職活動 ☐ 通勤手段 ☐ 通勤時間	☐ 妊娠・出産 ☐ 就学 ☐ 徒歩 ☐ 自転車 ☐ バス	☐ 疾病・障がい ☐ その他() ☒ 自動車 ☐ 電車	☐ 介護等 ☐ その他() ☐ 災害復旧	※複数手段がある場合は、全てに✓してください。	
		☒ 就労 ☐ 求職活動 ☐ 通勤手段 ☐ 通勤時間	☐ 妊娠・出産 ☐ 就学 ☐ 徒歩 ☐ 自転車 ☐ バス	☐ 疾病・障がい ☐ その他() ☐ 自動車 ☐ 電車	☐ 介護等 ☐ その他() ☐ 災害復旧	※複数手段がある場合は、全てに✓してください。	
		60分(往復時間を記入してください。)					20分(往復時間を記入してください。)
希望する時間	平日	8時 00分 から 16時 00分まで					
	土曜日	☐ 利用しない ☒ 利用する(1号は利用不可) 8時00分から13時00分まで					

希望する利用時間を記入してください。
土曜日利用希望の場合は、「利用する」に☑し、希望時間を記入してください。

＜希望する時間＞

1号認定(教育標準時間)..... 8:00~14:00

2号・3号認定保育短時間…… 8:00～16:00

2号・3号認定保育標準時間… 保育園の開所時間内で利用したい時間を記入してください。（30分単位）

3号認定者はこの時間により保育料の算定を行います。

就労証明書

記入例

宛

証明日 西暦 年 月 日

・この証明書は、事業者が確認のうえ記入または入力をしてください。 ・自営業を除き、部署・役職に関わらず就労者自身が記入・入力した場合は無効とします。 ・記入日または入力日時時点で未定の項目は、予定の内容を記入・入力してください。 ・訂正する場合は、訂正部分に二重線を引き訂正印(証明者印)を押印してください。 ・押印を省略する場合は、記入者の氏名と部署名または役職名を記入してください。 ・この証明書の内容について、市より事業者に問合せすることがあります。	事業所名	
	代表者名	
	所在地	
	電話番号	— —
	担当者名	
	記載者連絡先	— —

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄												
1	業種	☐ 農業・林業 ☐ 漁業 ☐ 鉱業・採石業・砂利採取業 ☐ 建設業 ☐ 製造業 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業 ☐ 運輸業・郵便業 ☐ 卸売業・小売業 ☐ 金融業・保険業 ☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス ☐ 宿泊業・飲食サービス業 ☐ 生活関連サービス業・娯楽業 ☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業 ☐ 複合サービス事業 ☐ 公務 ☐ その他()												
2	フリガナ 本人氏名													
3	雇用(予定)期間等	☐ 無期 ☐ 有期 期間 (無期の場合は雇用開始日のみ) 年 月 日 ~ 年 月 日												
4	本人就労先事業所													
5	雇用の形態	☐ 正社員 ☐ パート・アルバイト ☐ 派遣社員 ☐ 契約社員 ☐ 会計年度任用職員 ☐ 非常勤・臨時 ☐ 自営業主 ☐ 自営業専従者 ☐ 家族従業者 ☐ 内職 ☐ 業務委託 ☐ その他()												
6		<table border="1"> <tr> <td>就労時間 (固定就労の場合)</td> <td> 月 火 水 木 金 土 日 祝日 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ </td> <td> 合計時間 月間 時間 分 一週当たりの就労日数 日 一週当たりの就労日数 </td> </tr> <tr> <td>就労時間 (変則就労の場合)</td> <td> 平日 時 分 ~ 時 分 () 土曜 時 分 ~ 時 分 () 日祝 時 分 ~ 時 分 () </td> <td> 合計時間 月間 週間 時間 分 () 就労日数 月間 週間 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) </td> </tr> </table>	就労時間 (固定就労の場合)	月 火 水 木 金 土 日 祝日 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	合計時間 月間 時間 分 一週当たりの就労日数 日 一週当たりの就労日数	就労時間 (変則就労の場合)	平日 時 分 ~ 時 分 () 土曜 時 分 ~ 時 分 () 日祝 時 分 ~ 時 分 ()	合計時間 月間 週間 時間 分 () 就労日数 月間 週間 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)						
就労時間 (固定就労の場合)	月 火 水 木 金 土 日 祝日 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	合計時間 月間 時間 分 一週当たりの就労日数 日 一週当たりの就労日数												
就労時間 (変則就労の場合)	平日 時 分 ~ 時 分 () 土曜 時 分 ~ 時 分 () 日祝 時 分 ~ 時 分 ()	合計時間 月間 週間 時間 分 () 就労日数 月間 週間 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)												
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む	<table border="1"> <tr> <td>年月</td> <td>年 月</td> <td>年月</td> <td>年 月</td> <td>年月</td> <td>年 月</td> </tr> <tr> <td>日/月</td> <td>時間/月</td> <td>日/月</td> <td>時間/月</td> <td>日/月</td> <td>時間/月</td> </tr> </table>	年月	年 月	年月	年 月	年月	年 月	日/月	時間/月	日/月	時間/月	日/月	時間/月
年月	年 月	年月	年 月	年月	年 月									
日/月	時間/月	日/月	時間/月	日/月	時間/月									
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日												
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 期間 年 月 日 ~ 年 月 日												
10	産休・育休以外の休業の取得	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 理由 ☐ 介護休業 ☐ 病休 ☐ その他() 期間 年 月 日 ~ 年 月 日												
11	復職(予定)年月日	☐ 復職予定 ☐ 復職済み 年 月 日												
12	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)												
13	保育士等としての勤務実態の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無												
14	(雇用契約の)満了後の更新の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無 ☐ 未定												
15	入所内定時育休短縮可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否												
16	育休延長可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否												
17	単身赴任期間(予定含む)	年 月 日 ~ 年 月 日												
18	備考欄													
19	保護者記載欄	<table border="1"> <tr> <td>児童名</td> <td>生年月日</td> <td>施設名</td> <td>☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)</td> </tr> <tr> <td>児童名</td> <td>生年月日</td> <td>施設名</td> <td>☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)</td> </tr> <tr> <td>児童名</td> <td>生年月日</td> <td>施設名</td> <td>☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)</td> </tr> </table>	児童名	生年月日	施設名	☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)	児童名	生年月日	施設名	☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)	児童名	生年月日	施設名	☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)
児童名	生年月日	施設名	☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)											
児童名	生年月日	施設名	☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)											
児童名	生年月日	施設名	☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)											

10 保育園等利用のQ & A

Q	A
第1希望園の入所受付の日、都合が悪くて行けない。	ご都合のつく日時の園で入所受付可能です。 ただし、私立認定こども園に1号認定で申し込む場合、他の保育園や市役所では受付できませんので、ご注意ください。
入所受付日に保護者が都合悪く行けない。	委任状があれば保護者以外の方でも入所受付できます。 ただし、入所予定児童と面談するため、児童の日常の様子が分かる方に同席していただくことをお勧めします。
保育の利用を必要とする事由がないが保育園へ預けたい。	3歳以上児であれば、1号認定でお申し込みができます。 1号認定で入所希望の場合は、認定こども園の定員が超えている場合のみ、保育園で受け入れができます。 3歳未満児は、保育園の定員管理に支障がない限り「私的契約児」として受け入れができます。
入所受付日までに就労証明が用意できない。	受付時に、いつ頃提出できるかお伝えください。 提出日によって、11月以降の受付として扱う可能性があるため、早めのご準備をお願いします。
入所希望の子が0歳児なのですが。	0歳児については、面接を行わないため10月の受付会場にお越しただかなくて大丈夫です。令和8年10月23日までに幼児教育課でお手続きできます。保護者のみでも構いません。
第1希望の園を決めかねている。	未就園児交流への参加や、HPで保育園の様子をご覧いただき第1希望園を決めて受付をしてください。受付後の第1希望園変更は11月以降の受付として取扱う場合があります。
個人事業主だが就労証明書は自分で記入すればいいか。	ご自身で記入をお願いします。 就労時間が不定の場合でも、主な就労時間を記入するようにしてください。
申し込み時は求職活動だったが、就労先が決まったため基準点を上げてほしい。	入所受付後の事由変更(求職活動→就労など)は指数合計点に反映されません。また、就労で申し込んだが入所前に退職した等、要件に変更が生じた場合は速やかに幼児教育課までご連絡ください。虚偽の申告があった場合には、保育園等の入所を取り消します。
申し込んだ保育時間の変更をしたい。	＜入所前＞ 就労の場合、変更後の雇用形態が分かる内容の就労証明書をご準備いただき、幼児教育課にご提出ください。 就労以外の場合は、お電話でご相談ください。 ＜入所後＞ 変更したい月の前月15日までに各種書類の提出を園または幼児教育課にご提出ください。
4月からの保育料はいつ分かりますか。	令和9年4月中旬にご通知いたします。 入所前に保育料が知りたい方は、本人確認書類を持って幼児教育課にお越しください。概算額をお調べいたします。令和8年1月1日現在、茅野市に住民票が無い方は、保護者の収入が分かるものをお持ちください。
ちの保育園以外の入所を希望だが、土曜日にも仕事のため夕方まで預かってほしい。	土曜日のみ、朝から”ちの保育園”でお預かりします。 ちの保育園に送迎をお願いします。
一斉受付で、年度途中入所の申し込みをしたが、入所日(入所月)の変更をしたい。	入所日(入所月)の変更をご希望の場合は、早めに幼児教育課へ連絡をお願いします。遅らせることは可能ですが、早めることは職員の配置にも関わるため対応が難しい場合があります。
入所申し込みをしたが、入所のキャンセルをしたい。	キャンセルの場合には速やかに幼児教育課にお申し出ください。 キャンセル後は別の方に入所の連絡を始めます。一度キャンセルした後の入所希望は新規扱いとし、申し込み月からの調整となります。
育休延長を希望している。	入所受付の手続きが異なる場合があります。 詳しくは幼児教育課までお問合せください。
転居に伴い、転園をしたい。	毎月1日に茅野市ホームページにて保育所等の空き状況を更新しています。 ご希望の園に空きがあれば転園届をご提出ください。また、毎年10月頃に、次年度の意向調査を実施しています。次年度4月からの転園希望の場合は10月頃の通知をご確認ください。

その他、ご質問等は各園または幼児教育課までお問合せください。

年齢の基準は令和 9 年 4 月 1 日です。

保育園・認定こども園への入所は生後6ヵ月を経過してからになります。

保育園では 4 月 1 日時点の年齢(クラス年齢)が基準となります。そのため、年度途中で誕生日を迎えてもクラス年齢は変わりません。

生年月日	クラス年齢
令和 9 年 4 月 2 日～令和 10 年 4 月 1 日	0 歳児
令和 8 年 4 月 2 日～令和 9 年 4 月 1 日	0 歳児
令和 7 年 4 月 2 日～令和 8 年 4 月 1 日	1 歳児
令和 6 年 4 月 2 日～令和 7 年 4 月 1 日	2 歳児
令和 5 年 4 月 2 日～令和 6 年 4 月 1 日	3 歳児
令和 4 年 4 月 2 日～令和 5 年 4 月 1 日	4 歳児
令和 3 年 4 月 2 日～令和 4 年 4 月 1 日	5 歳児



保育園等入所案内



保育の利用を必要
とする確認書類



保育園 MAP



保育園紹介